

○富津市移動手段確保等支援事業補助金交付要綱

平成31年 3月29日告示第37号

改正

令和 2年 3月27日告示第47号

令和 3年 3月17日告示第40号

令和 4年 3月 1日告示第26号

令和 4年 月 日告示第 号

富津市移動手段確保等支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の交通が不便な地域に暮らす住民が自ら主体となり、当該地域における移動手段を確保して生活の利便性向上を図るために行う事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付することにより、地域に合った移動手段の導入を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路線定期運行 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第5条第1項第3号に規定する路線定期運行をいう。
- (2) 乗合バス事業者 法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (3) コミュニティバス等 既存の路線バスでは対応しきれない多様な社会的需要に応じた運行形態のバスその他の交通機関で、特定の旅客に限られたものでないものをいう。
- (4) 富津市地域公共交通会議 富津市地域公共交通会議設置要綱（平成29年富津市告示第3号）第1条の規定により設置された会議をいう。
- (5) 交通空白地有償運送 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1号に規定する運送をいう。

(補助対象団体)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付を受けることができる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次条に掲げる事業を行い、かつ、当該事業を行う地

域の区長（富津市区長設置要綱（令和2年富津市告示第47号）第1条に規定する区長をいう。）の推薦を受けた団体とする。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

（1） 導入調査研究等事業 次のいずれかに該当する事業

ア 交通空白地域又はこれに準ずる地域として市長が別に定める地域に求められる最も効率的かつ効果的な移動手段を調査研究し、かつ、その導入、運用、維持、改善等に係る計画の作成を行う事業

イ 路線定期運行を行う乗合バス事業者と共に、地域のバス路線（路線定期運行に係る路線をいう。）の維持確保、利用促進、収支改善等を図る活動を行う事業（運行内容に関する国、地方公共団体又は乗合バス事業者に対する要望活動にとどまるものを除く。以下「利用促進等事業」という。）

（2） コミュニティバス等運行事業 導入調査研究等事業又はこれに準ずる調査研究等に基づく計画（以下「導入調査研究等に基づく計画」という。）により、コミュニティバス等を運行する事業（富津市地域公共交通会議で協議が調ったものに限る。）

（3） 交通空白地有償運送事業 導入調査研究等に基づく計画により、交通空白地有償運送を行う事業（富津市地域公共交通会議で協議が調ったものに限る。）

（4） ボランティア運送事業 自動車を運転できない者に対し、無償で移動手段を提供する事業（有償の運送の場合に必要な法に基づく登録又は許可を要しない運送と認められるものを含む。）

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、補助対象事業の区分に応じ、それぞれ別表に掲げる経費及び額とする。

（事前協議）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体（以下「申請団体」という。）は、補助対象事業について、次条の規定による申請の前に、あらかじめ

市長と協議を調えなければならない。

(交付申請)

第7条 申請団体は、富津市移動手段確保等支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 補助対象団体推薦書（別記第4号様式）
- (4) 補助対象事業を行う地域を示した図面
- (5) 利用促進等事業を行おうとする団体にあつては、乗合バス事業者の同意書（別記第5号様式）
- (6) コミュニティバス等運行事業を行おうとする団体にあつては、コミュニティバス等の運行委託に係る契約書の写し
- (7) 交通空白地有償運送事業を行おうとする団体にあつては、道路運送法施行規則第51条の6に規定する登録証の写し
- (8) 前各号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

2 申請団体は、補助対象事業を開始しようとする日の前日までに、前項に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により提出された申請書その他の書類を受領したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、富津市移動手段確保等支援事業補助金交付決定（却下）通知書（別記第6号様式）により申請団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付決定に際し、必要と認めるときは、申請団体と協議の上、補助対象事業について補正を求め、又は補助金の交付について条件を付すことができる。

(補助対象事業の内容の変更等)

第9条 補助金の交付決定を受けた申請団体（以下「補助決定団体」という。）は、補助対象事業の内容の変更をしようとするときは、富津市移動手段確保等支援事業変更承認申請書（別記第7号様式）に当該変更に係る関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された申請書及び関係書類を受領したときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、富津市移動手段確保等支援事業変更承認決定（却下）通知書（別記第8号様式）により補助決定団体に通知するものとする。

3 前項の規定による決定については、前条第2項の規定を準用する。

4 補助決定団体は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、富津市移動手段確保等支援事業中止（廃止）届（別記第9号様式）によりあらかじめ市長に届け出なければならない。

（事業の実施内容の報告等）

第10条 導入調査研究等事業を行う補助決定団体は、意見交換会、勉強会その他の会議又は利用促進等事業を実施したときは、その都度実施内容を記録しなければならない。

2 コミュニティバス等運行事業、交通空白地有償運送事業又はボランティア運送事業を行う補助決定団体は、毎年度10月31日までに、当該年度の4月1日から9月30日までの間（以下「報告対象期間」という。）における当該事業の実施状況について、富津市移動手段確保等支援事業実施状況報告書（別記第10号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。ただし、当該事業の開始が7月1日以後である場合、次条の規定による実績報告をする場合その他市長が特に認める場合は、この限りでない。

（1） 報告対象期間における収支決算書（別記第11号様式）

（2） 報告対象期間における補助対象事業の成果をまとめた書類

（3） 報告対象期間における補助対象事業に要した経費を証する書類

（4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、補助決定団体における事業の実施状況について、その都度記録の提出若しくは報告を求め、調査し、又は指導することができる。

（実績報告）

第11条 補助決定団体は、補助対象事業を中止し、廃止し、又は完了したときは、当該中止、廃止又は完了の日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、富津市移動手段確保等支援事業実績報告書（別記第12

号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助対象事業の成果をまとめた書類
- (3) 補助対象事業に要した経費を証する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、富津市移動手段確保等支援事業補助金確定通知書(別記第13号様式)により補助決定団体に通知するものとする。

- 2 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、形式上の不備があると認めるときは、補助金の額の確定を行う前に、補助決定団体に対し、補正を求めることができる。

(補助金の請求)

第13条 前条第1項の規定による通知を受けた補助決定団体は、補助金の交付を請求する場合は、富津市移動手段確保等支援事業補助金交付請求書(別記第14号様式)を市長に提出しなければならない。

(概算払による請求)

第14条 市長は、第7条第1項の規定による交付決定後に特に必要があると認めるときは、交付決定額の80パーセント以内の額について概算払をすることができる。

- 2 補助決定団体は、前項に規定する概算払により補助金の交付を受けようとするときは、富津市移動手段確保等支援事業補助金交付請求書に概算払を必要とする理由を付して、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助決定団体が補助金を他の用途に使用したとき、補助対象事業に関する市長の指示に従わないときその他交付決定を取り消す必要があると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、富津市移動手段確保等支援事業補助金交付決定取消通知書(別記第15号様式)により補

助決定団体に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助決定団体に補助金を交付した後において前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、富津市移動手段確保等支援事業補助金返還命令書(別記第16号様式)により、当該補助決定団体に対し、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(関係書類の保存等)

第17条 補助決定団体は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、並びに収入及び支出に係る証拠書類を整理して、補助対象事業を中止し、廃止し、又は完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間これらを保存しなければならない。

2 補助決定団体は、補助対象事業で財産を取得したときは、財産台帳を作成し、作成した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保存しなければならない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月27日告示第47号抄)

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月17日告示第40号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和4年3月1日告示第26号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年 月 日告示第 号)

この告示は、令和4年 月 日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
導入調査研究等事業	意見交換会、勉強会その他の会議の開催に要する経費（茶菓代を含む。以下同じ。）、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費その他市長が必要と認める経費	補助対象経費の総額のうち、5万円以内の額
コミュニティバス等運行事業	コミュニティバス等の運行委託に要する経費（車両の購入費を除く。）	補助対象経費の総額から国等補助額（補助対象事業について、国、県その他の公共的団体から補助金の交付を受けた額をいう。以下同じ。）、運送収入（運賃のほか、回数券、定期券等の販売収入を含む。以下同じ。）及び運送外収入（広告費、会費、協賛金、寄附金等の補助対象事業に関する旅客輸送以外の収入をいう。以下同じ。）を控除した額
	会議の開催に要する経費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費その他市長が必要と認める経費（以下「事務費等」とい	補助対象経費の総額のうち、10万円以内の額

	う。)	
交通空白地有償運送事業	交通空白地有償運送に要する経費（車両の購入費並びに事務費等を除く。）	補助対象経費の総額から国等補助額、運送収入及び運送外収入を控除した額
	事務費等	補助対象経費の総額のうち、10万円以内の額
ボランティア運送事業	補助決定団体による無償の旅客輸送に係る事故に対する賠償責任保険及び傷害保険の団体加入に要する経費	補助対象経費の総額のうち、20万円以内の額
	事務費等	補助対象経費の総額のうち、10万円以内の額